

淡路市パートナーシップ宣誓制度（概要版）



1 制度の概要

宣誓者の双方又はいずれか一方が、性的指向（恋愛の対象となる性別についての指向をいいます。）が異性愛のみでない者又は性自認（自己が認識している性別をいいます。）が戸籍上の性と異なる者である二者が、互いを人生のパートナーとして、日常の生活において相互に協力し合うことを約束したことを市に宣誓し、市が宣誓の事実を認め、証明する宣誓書受領証等の交付を行うものです。

この制度は、法的な効力を有するものではありませんが、制度を導入することにより、一人一人の多様性を尊重するまちづくりをめざすものです。

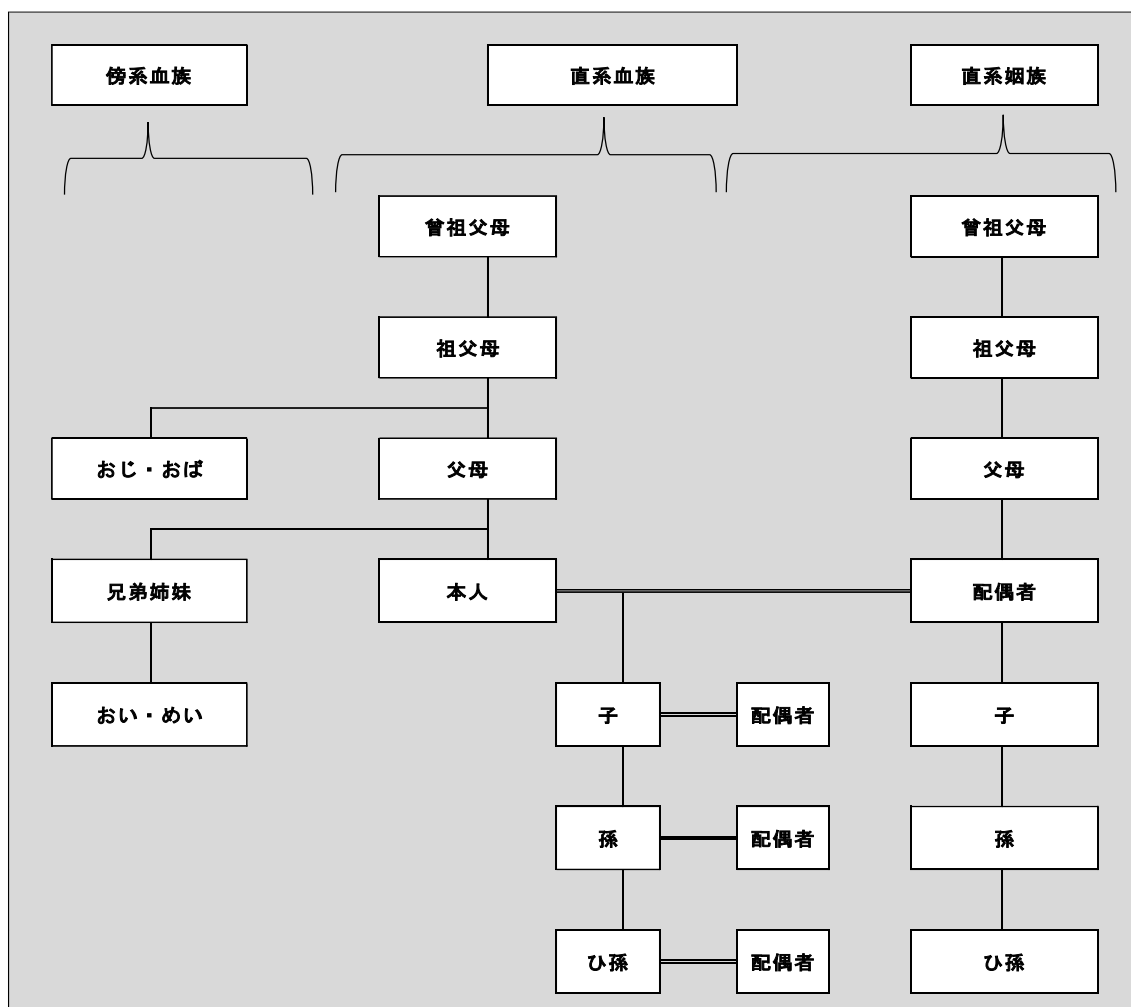
2 宣誓することができる方

次の全ての要件を満たしている方です。

- (1) 満18歳以上であること。
- (2) 双方又はいずれか一方が市内に住所を有するか、市内への転入を予定していること。

宣誓時点で本市の市民である必要はありません。宣誓時に市外に在住されている方は、転出証明書など本市へ転入することが分かる書類の提出が必要です。
- (3) 双方に当該宣誓に係る相手方以外の配偶者（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含みます。）がいないこと。
- (4) 双方が当該宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップの関係にならないこと。
- (5) 双方が他の地方公共団体においてパートナーシップの宣誓をしていないこと。
- (6) 双方が民法（明治29年法律第89号）第734条又は第735条に規定する婚姻をすることができない関係（※近親者）（養子縁組をしている場合を除きます。）にないこと。

パートナーシップの宣誓をすることができない方(※近親者)



3 宣誓に必要なもの

- (1) パートナーシップ宣誓書及びパートナーシップ宣誓に関する確認書
- (2) 住民票の写しその他の現住所を証する書類(宣誓をする日(以下「宣誓日」といいます。))の前3か月以内に発行されたものに限ります。)。ただし、本市に転入を予定している場合には、その事実が確認できる書類が必要となります。
- (3) 戸籍全部事項証明書(宣誓日の前3か月以内に発行されたものに限ります。)。ただし、日本国以外の国籍を有する場合には、宣誓の要件を満たしていることが確認できる書類が必要となります。
- (4) 本人確認書類(個人番号カード、旅券、運転免許証等)

【本人確認書類の例】

1つの提示で足りるもの（例）	2つ以上の提示が必要なもの（例）
<ul style="list-style-type: none">・個人番号カード・旅券・運転免許証・顔写真付き住民基本台帳カード・在留カード、特別永住者証明書・その他、顔写真付きの官公署発行の証明書など	<ul style="list-style-type: none">・健康保険証・年金手帳・介護保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証・学生証・社員証など

4 宣誓から宣誓書受領証の交付までの流れ

(1) 宣誓希望の事前予約

パートナーシップの宣誓日を事前に電話等により予約をします（連絡先：市民生活部市民人権課人権推進係）。

(2) パートナーシップ宣誓

上記（1）の予約をした宣誓日に、宣誓者二人がそろって来庁して、持参した宣誓に必要な書類（上記3に記載した書類）を提出し、市職員がその内容を確認します。

(3) パートナーシップ宣誓書受領証等の交付

提出された書類を審査し、パートナーシップ宣誓の要件を満たしている場合には、受領証と受領証カードを交付します。

5 主なサービス内容（予定）

- ・ 市営住宅及び市営特定公共賃貸住宅への入居申込み（都市整備部都市計画課）
- ・ 障がいのある方に対する軽自動車税減免申請※¹（総務部税務課）
- ・ 市税証明の申請※²（総務部税務課）
- ・ 犯罪被害者等支援金の支給等（危機管理部危機管理課）
- ・ 市営墓地の使用権の承継（市民生活部生活環境課）
- ・ 災害時における見舞金の支給（健康福祉部福祉総務課）

※¹は、生計を一にする者に限り受けることができるサービスです。

※²は、同一世帯に限り受けることができるサービスです。